

別紙 4

国産飼料流通拠点整備対策の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第 2 の畜産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等のうち本要領第 2 の 4 に係るものは、次のとおりとする。

第 1 事業の内容

1 国産飼料等流通拠点施設整備

(1) 国産飼料流通拠点施設整備

事業実施主体が行う国産飼料の販売拡大を図るために必要な国産飼料の流通拠点の整備の取組（以下「対象取組」という。）に対し支援するものとする。

(2) 飼料作物種子保管施設整備

事業実施主体が行う飼料作物種子の安定供給を図るために必要な飼料作物種子保管施設の整備の取組に対し支援するものとする。

2 国産飼料流通拠点施設整備促進

事業実施主体が行う次の（１）から（５）までの取組に対し支援するものとする。

(1) 指導及び助言

取組主体（対象取組を行う者（第 2 の 1 に定める事業実施主体を除く。以下同じ。）をいう。）に対する指導・助言

(2) 実施確認

取組主体が行う対象取組に係る申請書等の書類の確認及び必要に応じた現地確認

(3) 効果検証

取組主体が行う対象取組に係る効果の検証及び検証結果の報告

(4) 補助金交付

取組主体が行う対象取組に必要な補助金の交付

(5) その他必要な取組

（１）から（４）までの取組のほか、本事業の推進に必要な取組

第 2 事業実施主体及び取組主体

1 第 1 の 1 の（１）の事業実施主体は、交付等要綱別表の 4 の（１）の①の事業実施主体欄に掲げる者とする。

2 第 1 の 1 の（２）の事業実施主体は、交付等要綱別表の 4 の（１）の②の事業実施主体欄に掲げる者とする。

3 第 1 の 2 の事業実施主体は、交付等要綱別表の 4 の（２）の事業実施主体欄に掲げる者とする。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の事業者に委託することができるものとする。この場合、国産飼料流通拠点施設整備促進実施計画（別紙 4 様式第 3 号及び第 3－1 号）に委託先等を記載すること。

4 取組主体は、交付等要綱別表の 4 の（１）の①の事業実施主体欄に掲げる者に該当す

る者とする。

第3 事業の要件

1 事業の要件

(1) 国産飼料流通拠点施設整備に係る要件

- ① 対象となる施設は、次のアからカまでのいずれかの国産飼料作物等を用い、家畜に給与する目的で生産される国産飼料（以下「国産飼料」という。）を取り扱う施設とする。

ア 青刈りとうもろこし

イ 牧草（飼料用の麦類を含む。以下同じ。）

ウ ソルゴー（スーダングラスを含む。以下同じ。）

エ W C S 用稲

オ 稲わら

カ 子実用とうもろこし

- ② 対象となる施設は、原則として国産飼料の販売拡大に資する施設とする。なお、国産飼料と輸入飼料を混合した飼料に係る施設については、国産飼料の保管等に必要な規模を補助対象とする。

- ③ 粗飼料を主体とする施設にあっては当該施設での販売用の国産飼料の年間の取扱量が15トン以上、濃厚飼料を主体とする施設にあっては販売用の国産飼料の年間の取扱量が5トン以上の施設とする。

- ④ 飼料の販売に当たっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第50条に規定する製造業者や販売業者の届出等の手続その他同法に定められた規定を遵守すること。

(2) 飼料作物種子保管施設整備に係る要件

- ① 飼料用とうもろこし、牧草及びソルゴーを主とする飼料作物種子の流通のために保管する施設であって、種子の品質を維持するために必要な機能を備えていること。

- ② 200トン以上の飼料作物種子の保管が可能な施設とすること。

- ③ 不測の事態により、国内の飼料作物種子の需要に対する供給が大きく不足することが見込まれる場合に、国の求めに応じて保管している飼料作物種子を放出するなどの対応を実施すること。

(3) 共通要件

- ① 本事業に取り組む者が、自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。

- ② 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産

局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- ③ 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。
- ④ 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- ⑤ 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とする。
- ⑥ 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度、民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- ⑦ 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、関係者間で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- ⑧ 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- ⑨ 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は補助の対象外とするものとする。
- ⑩ 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- ⑪ 施設の整備に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3新食第2087号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、3農産第2896号農林水産省農産局長、3畜産第1989号農林水産省畜産局長通知）に準じて、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償う事が見込まれることとする。
- ⑫ 本事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知）を準用するものとする。
- ⑬ 本事業により整備した施設等の取得財産等については、交付等要綱第23及び第25第3項の定めのとおり取り扱うものとする。
- ⑭ 次に掲げる施設にあっては、補助対象上限事業費（以下「上限事業費」という。）を超える部分について、補助の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超えて施工する必要があると地方農政局長等（都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が特に認めた場合にあっては、補助対象特認事業費（以下「特

認事業費」という。)を補助対象とすることができるものとする。

整備施設	上限事業費	特認事業費
飼料原料保管施設等 (附帯設備を除く。)	79 千円/㎡	102 千円/㎡
飼料調製施設 (附帯設備を除く。)	69 千円/㎡	89 千円/㎡
飼料収穫調製貯蔵施設 (附帯設備を除く。)	10 千円/㎡	13 千円/㎡
飼料作物種子保管施設 (附帯設備を除く。)	79 千円/㎡	102 千円/㎡

2 事業の成果目標及び目標年度

(1) 国産飼料流通拠点施設整備及び国産飼料流通拠点施設整備促進

- ① 成果目標は、事業完了年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。
- ② 事業実施主体及び取組主体は国産飼料の販売量について、事業実施の前年度に比べ5%以上拡大する目標を設定するものとする。ただし、事業実施主体及び取組主体が販売向け国産飼料の成形(再成形を含む。)、加工若しくは販売を行う者又は国産飼料を購入する畜産農家組織である場合は、販売量を購入量と読み替えるものとする。

(2) 飼料作物種子保管施設整備

- ① 成果目標は、事業完了年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。
- ② 事業実施主体は飼料作物種子を、年間を通して常時100t以上保持し(ただし、第3の1の(2)の③により放出する場合を除く。)、最大保管可能数量から100tを引いた数量のおおむね8割に相当する量以上を一年間で供給する目標を設定するものとする。

第4 事業実施の手続

1 国産飼料流通拠点施設整備及び国産飼料流通拠点施設整備促進

(1) 事業実施主体の募集

第1の1の(1)及び第1の2の事業実施主体の募集は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。

(2) 事業実施の手続

① 国産飼料流通拠点施設整備

第1の1の(1)の事業に参加しようとする者は、国産飼料流通拠点施設整備実施計画(別紙4様式第1号)を作成し、その内容について、都道府県と協議し地方農政局長等と調整の上、交付等要綱第7に定める交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領に基づき提出した資料から変更がない場合は、省略することができるものとする。また、事業実施計画に変更が生じた場合にあっては同様に取り

扱うものとする。

② 国産飼料流通拠点施設整備促進

ア 第1の2の事業に参加しようとする者（以下「都道府県協議会」という。）は、次の（ア）から（コ）までの事項について記載した国産飼料流通拠点施設整備事業実施規定を作成し、別紙4様式第2号により地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。なお、公募要領に基づき提出した資料から変更がない場合は、省略することができるものとする。また、国産飼料流通拠点施設整備事業実施規定を変更しようとする場合は、同様に承認を受けるものとする。

（ア）事業の要件に関すること

（イ）成果目標に関すること

（ウ）交付申請、事業実施等の手続に関すること

（エ）助成対象経費に関すること

（オ）申請の取下げ、並びに計画の変更、中止又は廃止の承認に関すること

（カ）実績報告及び補助金の額の確定に関すること

（キ）財産の管理及び処分並びに残存物件の処理に関すること

（ク）補助金の経理に関すること

（ケ）事業及び成果目標の達成状況に関すること

（コ）その他必要な事項

イ 対象取組を実施しようとする取組主体は、国産飼料流通拠点施設整備実施計画（別紙4様式第1号）を作成し、都道府県協議会の長（以下「都道府県協議会長」という。）に提出するものとする。なお、公募要領に基づき都道府県協議会長に提出した資料から変更がない場合は、省略することができるものとする。

ウ 都道府県協議会長は、イにより提出を受けた国産飼料流通拠点施設整備実施計画について内容の確認を行い、内容が適切と認められるときは、その内容をまとめて、国産飼料流通拠点施設整備促進実施計画（別紙4様式第3号）を作成し、地方農政局長等と調整の上、国産飼料流通拠点施設整備実施計画の写しと併せて、交付等要綱第7に定める交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領に基づき提出した資料から変更がない場合は、省略することができるものとする。

2 飼料作物種子保管施設整備

（1）事業実施主体の募集

第1の1の（2）の事業実施主体の募集は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。

（2）飼料作物種子保管施設整備の手続

本事業に参加しようとする者は、飼料作物種子保管施設整備実施計画（別紙4様式第4号）を作成し、その内容について、都道府県と協議し地方農政局長等と調整の上、交付等要綱第7に定める交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領に基づき提出した資料から変更がない場合は、省略することができるものとする。また、計画に変更が生じた場合にあっては同様に扱うものとする。

第5 助成の象及び補助率

助成の対象及び補助率は別添のとおりとする。

第6 事業達成状況の報告及び事業の評価等

1 国産飼料流通拠点施設整備

- (1) 事業実施主体は、事業完了年度から目標年度の前年度までの毎年度の事業達成状況について、本要領別記様式第2号の事業達成状況報告書に別紙4様式第5号を添付の上、翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価し、本要領別記様式第3号の事業評価報告書に別紙4様式第6号を添付の上、目標年度の翌年度の8月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長等は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合及び事業において整備した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断した場合（施設等の1年間における最大利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合等）は、事業実施主体に対し改善計画（別紙4様式第9号）を提出させ、目標達成に向けた必要な指導を行うものとする。また、地方農政局長等は、(1)の規定にかかわらず、必要に応じて、事業実施主体に対し随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求めることができるものとする。

2 国産飼料流通拠点施設整備促進

- (1) 取組主体は、事業完了年度から目標年度の前年度までの毎年度の事業達成状況について、別紙4様式第5号を都道府県協議会長に提出するものとし、都道府県協議会長は、その内容の確認を行い、内容が適切と認められるときは、本要領別記様式第2号の事業達成状況報告書に別紙4様式第5号の写しを添付の上、翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 取組主体は、目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価し、別紙4様式第6号を都道府県協議会長に提出するものとし、都道府県協議会長は、その内容の確認を行い、本要領別記様式第3号の事業評価報告書に別紙4様式第6号の写しを添付の上、目標年度の翌年度の8月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。なお、都道府県協議会長は、別紙4様式第6号の内容の確認により、成果目標が達成されていないと判断した場合及び事業において整備した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断した場合（施設等の1年間における最大利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合等）は、取組主体に対し別紙4様式第9号に準じた改善計画を提出させ、取組主体に対し目標達成に向けた必要な指導を行うことができるものとし、この場合、当該改善計画の写しを事業評価報告書に添付するものとする。

- (3) 地方農政局長等は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合及び事業において整備した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断した場合（施設等の1年間における最大利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合等）は、取組主体に対し改善計画（別紙4様式第9号）を都道府県協議会長を経由して提出させ、都道府県協議会長又は取組主体に対し目標達成に向けた必要な指導を行うものとする。なお、(2)により改善計画の写しの提出を受け、内容が適切と認められるときは、当該改善計画の写しをもって改善計画に代えることができるものとする。また、地方農政局長等は都道府県協議会長及び取組主体に対し、都道府県協議会長は取組主体に対し、(1)の規定にかかわらず、必要に応じて、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求めることができるものとする。

3 飼料作物種子保管施設整備

- (1) 事業実施主体は、事業完了年度から目標年度の前年度までの毎年度の事業達成状況について、本要領別記様式第2号の事業達成状況報告書に別紙4様式第7号を添付の上、翌年度の7月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価し、本要領別記様式第3号の事業評価報告書に別紙4様式第8号を添付の上、目標年度の翌年度の8月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長等は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合及び事業において整備した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断した場合（施設等の1年間における最大利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合等）は、事業実施主体に対し改善計画（別紙4様式第9号）を提出させ、目標達成に向けた必要な指導を行うものとする。また、地方農政局長等は、(1)の規定にかかわらず、必要に応じて事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を求めることができるものとする。

第7 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別添 交付対象及び補助率

取組事項	助成の対象	補助率
1 国産飼料等流通拠点施設整備 (1) 国産飼料流通拠点施設整備	国産飼料の販売拡大を図るために必要な次に定める国産飼料の流通拠点の整備を行う取組 ① 飼料保管施設 ② 計量施設 ③ 成形・加工施設 ④ 乾燥調製施設 ⑤ 飼料作物収穫調製貯蔵施設 ⑥ ①から⑤までに附帯する設備 ⑦ その他国産飼料の販売拡大に必要な設備・施設	1 / 2 以内
(2) 飼料作物種子保管施設整備	飼料作物種子の安定供給を推進するために必要な次に定める飼料作物種子の保管施設の整備を行う取組 ① 種子保管施設 ② ①に附帯する設備 ③ その他飼料作物種子の保管に必要な設備・施設	1 / 2 以内
2 国産飼料流通拠点施設整備促進	事業推進のために行う次の取組 ① 指導及び助言 ② 実施確認 ③ 効果検証 ④ 補助金交付 ⑤ その他必要な取組	定額

注：1の(1)の⑥及び(2)の②の附帯する設備は、それぞれ1(1)の①から⑤までの施設及び(2)の①の施設と一体的に整備を行う場合に限り対象とする。

〇〇年度
国産飼料流通拠点整備実施計画

1 事業実施主体又は取組主体の名称：_____

2 事業の目的

3 取組内容及び事業費等

No.	整備施設	国産飼料の種類	国産飼料の取扱量(kg)	施設全体の飼料取扱量(kg)	施設整備等(概要)	総事業費(円)		備考
						補助金(円)	その他(円)	
1								
2								
3								
合計								

注1：「整備施設」には、飼料保管施設、計量施設等、本事業で整備する施設の名称を記入すること。

注2：「国産飼料の種類」には、青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、WCS用稲、稲わら、子実用とうもろこしのうち、使用するものを記入すること。

注3：「備考」には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

4 施設整備の内容

No.	しゅん工予定又は 完了年月日	総事業費 (円)	単価 (円/㎡、m³)	補助残融資担保 (該当に○)	仕様・規模等	費用対効果 分析結果	備考
1							
2							
3							

注：「No.」は3の「No.」と対応させること。

5 補助残融資担保（4の補助残融資担保に該当する施設について記載）

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

6 成果目標

区分		事業実施前年度 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目：目標年度 (〇〇年度)
国産飼料販売量	販売量(kg)	①	②	③	④
	販売拡大量(kg)		⑤(②－①)	⑥(③－①)	⑦(④－①)
	事業実施前からの拡大率(%)		⑧(⑤/①×100)	⑨(⑥/①×100)	⑩(⑦/①×100)
うち当施設活用量	販売量(kg)		⑪	⑫	⑬
	販売拡大量(kg)		⑭(⑪－0)	⑮(⑫－0)	⑯(⑬－0)
	事業実施前からの拡大率(%)		⑰(⑭/①×100)	⑱(⑮/①×100)	⑲(⑯/①×100)

注：国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者や畜産農家組織である場合は、「販売」は「購入」と記載すること。

7 規模算定根拠（施設規模の算定根拠を記載すること）

8 その他

- ・施設に係る図面等を添付すること
- ・別紙4様式第1号－1 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書を添付すること
- ・その他地方農政局長等が求める資料を添付すること

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
〇〇協議会長 殿

所在地
事業実施主体又は取組主体名
代表者氏名

当社は、下記の施設の利用開始時まで、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入することを誓約します。

記

1 施設等の概要

- （1）補助事業名及び実施年度
- （2）助成対象者名
- （3）施設等の名称
- （4）施設等の所在地
- （5）施設等の構造及び規格、規模等
- （6）総事業費（うち国庫補助金等）

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

- （1）共済又は保険等名（契約予定の機関又は保険会社）
- （2）加入時期
- （3）共済又は保険等の期間

別紙4様式第2号（第4の1の（2）の②のア関係）

番
号
日

年 月

〇〇農政局長 殿

〔北海道においては北海道農政事務所長、
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地：

協議会名：

代表者の役職及び氏名：

国産飼料流通拠点施設整備事業実施規定の（変更）承認申請について

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け6畜産第〇〇号農林水産省畜産局長通知）別紙4第4の1の（2）の②のアの規定に基づき、国産飼料流通拠点施設整備事業実施規定の（変更）承認を申請する。

（注）国産飼料流通拠点施設整備事業実施規定の写しを添付すること。

別紙4様式第3号（第4の1の（2）の②のウ関係）

〇〇年度国産飼料流通拠点施設整備促進実施計画

協議会名：〇〇

1 推進計画（全体概要）

2 事業の内容

区分	実施時期	主な取組内容	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
1 指導・助言						
2 実施確認						
3 効果検証						
4 補助金交付						
5 その他						
計						

注1：他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別紙4様式第3－1号に記載すること。

注2：備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

注3：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

3 施設整備一覧

No.	取組 主体	整備 施設	国産飼料の 種類	国産飼料の 取扱量(kg)	施設全体の 飼料取扱量 (kg)	施設整備内容	総事業費(円)		備考
							補助金(円)	その他(円)	
1									
2									
3									
合計									

注1：「整備施設」には、飼料保管施設、計量施設等、本事業で整備する施設の名称を記入すること。

注2：「国産飼料の種類」には、青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、WCS用稲、稲わら、子実用とうもろこしのうち、使用するものを記入すること。

注3：「備考」には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

4 取組主体の成果目標

No.	区分		事業実施前年度 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目：目標年度 (〇〇年度)
1	国産飼料 販売量	販売量(kg)	①	②	③	④
		販売拡大量(kg)		⑤(②－①)	⑥(③－①)	⑦(④－①)
		事業実施前からの拡大率(%)		⑧(⑤/①×100)	⑨(⑥/①×100)	⑩(⑦/①×100)
	うち当 該施設 活用量	販売量(kg)		⑪	⑫	⑬
		販売拡大量(kg)		⑭(⑪－①)	⑮(⑫－①)	⑯(⑬－①)
		事業実施前からの拡大率(%)		⑰(⑭/①×100)	⑱(⑮/①×100)	⑲(⑯/①×100)

注1：「No.」は3の「No.」と対応させること。

注2：国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者や畜産農家組織である場合は、「販売」は「購入」と記載すること。

別紙４様式第３－１号（委託先等の明細）

協議会名：〇〇

委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円

別紙4様式第4号（第4の2の（2）関係）

〇〇年度
飼料作物種子保管施設整備実施計画

1 事業実施主体の名称： _____

2 事業の目的

3 取組内容及び事業費等

No.	施設における飼料作物種子の取扱量(t)	施設整備等 (概要)	総事業費(円)			備考
				補助金(円)	その他(円)	
1						
2						
3						
総計						

注：「備考」には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

4 施設整備の内容

No.	しゅん工予定又は 完了年月日	総事業費 (円)	単価 (円／㎡)	補助残融資担保 (該当に○)	仕様・規模等	費用対効果 分析結果	備考
1							
2							
3							

5 補助残融資担保（4の補助残融資担保に該当する施設について記載）

交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容

6 成果目標

	草種	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	事業目標年度 (〇〇年度)	備考
種子保管量					
	合計				
種子供給量					
	合計				

7 規模算定根拠（施設規模の算定根拠を記入すること）

8 不測の事態への対応

- ・不測の事態により、国内の飼料作物種子の需要に対する供給が大きく不足することが見込まれる場合に、国の求めに応じて保管している飼料作物種子を放出するなどの対応を実施する場合には、右の□にレ印を記入。

☐

9 その他

- ・施設に係る図面等を添付すること
- ・別紙4様式第1号ー1 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書を添付すること
- ・その他地方農政局長等が求める資料を添付すること

別紙4様式第5号（第6の1の（1）、第6の2の（1）関係）

達成状況報告書（国産飼料流通拠点整備対策のうち国産飼料流通拠点施設整備）

1 事業実施主体又は取組主体の名称：_____

2 国産飼料販売目標と達成状況

	区分	事業実施前年度 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目：目標年度 (〇〇年度)
目 標	国産飼料販売量	販売量(kg)	①	②	③
		販売拡大量(kg)		⑤(②－①)	⑦(④－①)
		事業実施前からの拡大率(%)		⑧(⑤/①×100)	⑩(⑦/①×100)
	うち当該施設活用量	販売量(kg)		⑪	⑬
		販売拡大量(kg)		⑭(⑪－①)	⑯(⑬－①)
		事業実施前からの拡大率(%)		⑰(⑭/①×100)	⑲(⑯/①×100)
達 成 状 況	国産飼料販売量	販売量(kg)			
		販売拡大量(kg)			
		事業実施前からの拡大率(%)			
	うち当該施設活用量	販売量(kg)			
		販売拡大量(kg)			
		事業実施前からの拡大率(%)			

注1：国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者や畜産農家組織である場合は、「販売」は「購入」と記載すること。

注2：達成状況については、目標に準じて計算すること。

2 施設利用状況

施設名：

区分	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目:目標年度 (〇〇年度)
施設に関連する飼料作物の取扱量(kg)：最大 (A)			
施設に関連する飼料作物の取扱量(kg)：実績 (B)			
利用率(%) $(C)=(B)/(A) \times 100$			

注1：「施設に関連する飼料作物の取扱量(kg)：最大(A)」には、施設の規模（最大取扱可能量）を記載すること。

注2：複数の施設を整備した場合は、施設ごとに記載すること。

3 達成状況、課題・改善方策等

別紙4様式第6号（第6の1の（2）、第6の2の（2）関係）

事業評価報告書（国産飼料流通拠点整備対策のうち国産飼料流通拠点施設整備）

1 事業実施主体又は取組主体の名称：_____

2 国産飼料販売目標と達成状況

	区分	事業実施前年度 (〇〇年度)	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目:目標年度 (〇〇年度)
目 標	国産飼料販売量	販売量(kg)	①	②	③
		販売拡大量(kg)		⑤(②－①)	⑦(④－①)
		事業実施前からの拡大率 (%)		⑧(⑤/①×100)	⑩(⑦/①×100)
	うち当該施設活用量	販売量(kg)	⑪	⑫	⑬
		販売拡大量(kg)		⑭(⑫－0)	⑯(⑬－0)
		事業実施前からの拡大率(%)		⑰(⑭/①×100)	⑲(⑯/①×100)
達 成 状 況	国産飼料販売量	販売量(kg)			
		販売拡大量(kg)			
		事業実施前からの拡大率 (%)			
	うち当該施設活用量	販売量(kg)			
		販売拡大量(kg)			
		事業実施前からの拡大率(%)			

注1：国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者や畜産農家組織である場合は、「販売」は「購入」と記載すること。

注2：達成状況については、目標に準じて計算すること。

2 施設利用状況

施設名：

区分	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目:目標年度 (〇〇年度)
施設に関連する飼料作物の取扱量(kg)：最大 (A)			
施設に関連する飼料作物の取扱量(kg)：実績 (B)			
利用率(%) (C) = (B) / (A) × 100			

注1：「施設に関連する飼料作物の取扱量(kg)：最大(A)」には、施設の規模（最大取扱可能量）を記載すること。

注2：複数の施設を整備した場合は、施設ごとに記載すること。

3 取組の成果

4 事業実施後の課題・改善方策等

別紙4様式第7号（第6の3の（1）関係）

達成状況報告書（国産飼料流通拠点整備対策のうち飼料作物種子保管施設整備）

事業実施主体名：〇〇

1 飼料作物種子保管および流通状況（施設取扱分に限る）

	年	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	事業目標年度 (〇〇年度)	備考
目標	年間保管数量				
	年間供給量				
達成状況	年間保管数量				
	年間供給量				

2 1の詳細

年度	草種	期首在庫数量 (〇月〇日時点)	期中入庫 数量	期中供給 数量	期中廃棄 数量	期末在庫数量 (〇月〇日時点)	利用率	備考
完了年度 (〇〇年度)								
	合計							
2年目 (〇〇年度)								
	合計							
3年目 (〇〇年度)								
	合計							

注：備考欄には不測の事態により保管するものを放出した実績（数量）を記載すること。

3 達成状況、課題・改善方策等

別紙4様式第8号（第6の3の（2）関係）

事業評価報告書（国産飼料流通拠点整備対策のうち飼料作物種子保管施設整備）

事業実施主体名：〇〇

1 飼料作物種子保管および流通目標達成状況（施設取扱分に限る）

	年	事業完了年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	事業目標年度 (〇〇年度)	備考
目標	年間保管数量				
	年間供給量				
達成状況	年間保管数量				
	年間供給量				

2 1の詳細

年度	草種	期首在庫数量 (〇月〇日時点)	期中入庫 数量	期中供給 数量	期中廃棄 数量	期末在庫数量 (〇月〇日時点)	利用率	備考
完了年度 (〇〇年度)								
	合計							
2年目 (〇〇年度)								
	合計							
3年目 (〇〇年度)								
	合計							

注：備考欄には不測の事態により保管するものを放出した実績（数量）を記載すること。

3 取組の成果

4 事業実施後の課題・改善方策等

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道においては北海道農政事務所長、
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長 〕

〇〇協議会長 殿

事業実施主体名又は取組主体名：

代表者の役職及び氏名：

〇〇年度国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料流通拠点整備対策のうち国産飼料流通拠点施設整備）の事業実施に関する改善計画について

令和〇〇年度に実施した国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業（国産飼料流通拠点整備対策のうち国産飼料流通拠点施設整備）について、当初事業実施計画の成果目標達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

【記入要領】

- 1 目標年度の成果目標が達成されていない場合は、下記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の1、3、4、5に記入すること。
- 2 飼料作物種子保管施設整備の改善計画の場合は、下線部を「飼料作物種子保管施設整備」とすること。

記

1 事業の取組の経過

2 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

指標	過去3カ年の状況			改善計画			
	3年前 (○年)	2年前 (○年)	1年前 (○年)	改善計 画策定 (○年)	1年目 (○年)	2年目 (○年)	改善 目標 (○年)
1年間における最大利用日の利用量 (t、kg 等) ①							
最大処理可能量(t、kg 等) ②							
1年間における最大利用率(%) ③(=①/②×100)							

注：改善計画は、3カ年以内の計画とすること。

4 改善方策

5 改善計画を実施するための推進体制